審查基準

平成27年12月1日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の13第3項

処 分 の 概 要:年少射撃資格認定証の書換え又は再交付

原権者(委任先):佐賀県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項(許可証)、同第9条の13第3項銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、同第32条(許可証の書換えの申請)、同第78条(年少射撃資格認定証の書換えの申請)、同第79条(年少射撃資格認定証の再交付の申請)

審 査 基 準:

標準処理期間:

再交付にあっては5日、書換えにあっては3日。

申 請 先:住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

問い合わせ先:

警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係(電話0952-24-1111 内線3036) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

備 考: